

『手をつなぐ親たち』記述内容から読み取れる

知的障害者の性行動に対する関係者の態度

— 1956年4月から1966年3月の記事を手掛かりに —

京 俊輔* · 延原 稚枝** · 武子 愛* · 門下 祐子***

Attitudes of people involved toward the sexual behavior of people with intellectual disabilities as seen in the description of "Te Wo Tsunagu Oyatachi" : Analysis based on journals published by parents organizations of people with intellectual disabilities from 1956 to 1965

Shunsuke Kyo · Wakae Nobuhara · Ai Takeshi · Yuko Kadoshita

要 旨

本研究は『手をつなぐ親たち』の知的障害児者に対する性に関する記述内容を質的に分類し、創刊された1956年4月から1966年3月にかけての親、教員、福祉事業所の職員、行政関係者ならびに有識者の態度を検討することを目的とした。本研究では、(1) 知的障害者の性に対する否定的な記述、(2) 個人還元主義的な記述、(3) 恋愛に関する記述、(4) 結婚と優生手術に関する記述、(5) 知的障害者の性に対する肯定的な記述の5つの視点で整理を試みた。本研究の結果、『手をつなぐ親たち』は、(1) 知的障害者の性に対する否定的な記述や(2) 個人還元主義的な記述が見られるだけでなく、有識者や行政担当者の意見も踏まえた(4) 結婚と優生手術に関する記述が多く取り上げられていたことが分かった。特に優生手術については、親、教員、職員、行政関係者、有識者ともに支持的な立場を取っていたことが明らかになった。

【キーワード：知的障害者，性，『手をつなぐ親たち』，記述，歴史】

はじめに

2006年12月に国連総会本会議にて障害者権利条約が採択された。この条約では、第25条「健康」に性に関する規定があり、「(a) 障害者に対して他の者に提供されるものと同一の範囲、質及び水準の無償の又は負担しやすい費用の保健及び保健計画（性及び生殖に係る健康並びに住民のための公衆衛生計画の分野のものを含む。）を提供すること」と定められている。

しかしながら2022年12月に、北海道にある社会福祉法人あすなる会が運営するグループホーム

で、知的障害のある男女が結婚や同居を希望した場合に、同法人が20年以上前から男性にはパイプカット、女性には避妊リングの装着などの「不妊処置を求めている」（読売新聞2022.12.19）¹⁾、「不妊処置法を紹介」（朝日新聞2022.12.20）²⁾、「不妊処置を『提案』」（朝日新聞2022.12.20）³⁾していたことが明らかになった。本人達の意思に基づき対応してきたと説明されているが、1990年代後半から「8組16人が応じていた」（読売新聞2022.12.19）⁴⁾とされる。この一件から、今日もなお社会の中に存在している障害者に対する優生思想を、あらためて感じた者も少なくなかろう。

一方で2024年7月3日に最高裁判所大法廷が、

*島根大学人間科学部 **駒澤大学文学部 ***京都教育大学総合教育臨床センター

優生保護法裁判で違憲判決を出したのは記憶に新しい。この判決をふまえ、2024年10月7日に第214回臨時国会において「旧優生保護法に基づく優生手術等の被害者に対する謝罪とその被害の回復に関する決議」が全会一致で採択されている。翌10月8日には「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する」法律が成立されるに至っている。

ここで一步立ち止まって考えてみたい。私たちは知的障害者の性とどう向き合ってきたのだろうか。学校や福祉、家族はどう向き合ってきたのだろうか。

本研究は、知的障害児者の親の会である全国手をつなぐ育成会連合会（旧全日本手をつなぐ育成会）発刊の『手をつなぐ親たち』『手をつなぐ』を手掛かりに、発刊された当時の親、教育や福祉、行政関係者ならびに有識者の態度を検討することを試みるものである。特に本稿では、そのなかでも創刊された1956年4月から1966年3月にかけての親、教育、福祉、行政関係者ならびに有識者の態度に着目する。

1. 知的障害児者の性や結婚、および性教育に関する歴史的研究

知的障害児者の性や結婚、および性教育に関する歴史的研究は非常に少ない。その中で代表的なものとして以下のものが挙げられる。

児嶋（2010）[1]は、『特別支援教育研究』『月刊実践障害児教育』『みんなのねがい』を対象に、主題を22項目に分けた分析を行っている。児嶋は報告数の多い年をピークとし、「第Ⅰ期～1969年」「第Ⅱ期1970年～1978年」「第Ⅲ期1979年～1985年」「第Ⅳ期1986年～1990年」「第Ⅴ期1991年～1997年」「第Ⅵ期1998年～2003年」に分類し、各年代の特徴を明らかにしている。児嶋は本研究と関連の強い「第Ⅰ期～1969年」について、それぞれの誌面で殆ど報告が見られない点を明らかにしている。また、「行動化された性の問題について否定的な見方が優勢」（児嶋2010：118）であり、『理屈ぬきに教え込む』という指導方針」（児嶋2010：118）が支配的だったと指摘する。

河東田（2014,2024）[2][3]は、『近江学園年報』『手をつなぐ親たち』『愛護』『精神薄弱児研究』を俯瞰し、1950年代はハンディキャップのある人たちのセクシュアリティや結婚を問題視するような記述が多い点を指摘する。1960年代に入ると『手をつなぐ親たち』でセクシュアリティに関する記事が書かれるようになったという点も明らかにしているが、それぞれの誌面を詳細に分析したのではなく、取り上げられ方も一部にとどま

っている。

西村（2021）[4]は、『手をつなぐ』『サポート』『現代性教育月報』を対象に「優生手術」「性」「結婚」のキーワード検索を実施し、創刊時から今日までの記事の傾向を分析している。西村（2021）は、本稿との関連では『手をつなぐ』についていくらかの分析を行っており、1956年第3号に掲載された「墮ちゆくもの—春枝のかなしみ」をきっかけに性問題が議論されてきたことを明らかにした。また同誌では結婚をする条件として優生手術を受けさせることを是とし、推進してきた傾向があることを指摘している。

これら研究結果は知的障害者の性についての歴史の変遷を辿ることのできる非常に貴重な成果だが、一方で児嶋（2010）と西村（2021）の両氏はキーワード検索で見つかった記事の分析にとどまっており、生活の中に埋め込まれた性については言及できなかった点がこれまでのこの分野における研究の課題であったと言える。

2. 本研究の目的

本研究は『手をつなぐ親たち』の知的障害児者に対する性に関する記述内容を分析し、創刊された1956年4月から1966年3月にかけての親、教育、福祉ならびに有識者の態度を検討することを目的とする。『手をつなぐ親たち』『手をつなぐ』は、知的障害者の親たちの情報および交流のための雑誌であり、創刊された1956年4月から1993年までは「指導誌」という位置づけであった（全国精神薄弱児育成会1956）⁵⁾[5]。

3. 研究方法

（1）研究の手続き

まず、『手をつなぐ親たち』『手をつなぐ』の誌面についてキーワード検索を行うのではなく、第二著者、第三著者で全誌面を通読した。そのうえで記事の中で、知的障害児者の性行動・性表現に関する記述があるものをセグメントとして切り出した。

セグメントとして切り出した記事から第一著者が記述内容の抜き出しと整理、分類を主として行った。抜き出すのは単語レベルのものもあれば、文節、文、段落などさまざまであるが、意味内容ごとに切り出した。座談会などの記事については会話内容で切り出しているものもある。

またそれら記述内容について、誰が述べたのかにも着目し、紹介、あるいは肩書として表記されていた内容を手掛かりに「教員」「職員」「行政関係者」「有識者」「当事者」などの属性に分類している。なお、ここでいう「職員」は、今日でいう

表1 記事の切り出し方法 (例)

年	号	ページ	著者	属性	タイトル	掲載箇所	引用
1957年 4月	13号	pp.6-12	仲野 好雄	親	「手をつなぐ親の会」 今後の使命について	p7	「第四は『結婚に伴う家庭生活の喜び』であります。これは私の夢であったのでありますが、今の子供の成長段階から見ますと親として真剣に取り組まなければならない問題となり、なんとか成功させ幸福をもたらせたい親の悲願であります。すでに成功した幾多の実例を聞いていますが、私としては体験がありませんから、後日の機会に適当な方に教えて頂くことにいたしましょう。

ところの障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、グループホーム、通勤寮などのいわゆる福祉事業所の職員を指す。「有識者」は大学の研究者などを指す。データは表1に示すような形式で整理し、分類を行った。

(2) 分類方法

上記の手続きで整理した資料に基づき、切り出されたセグメントを分類した。分類するにあたり、切り出したセグメント全体を俯瞰し、共通する内容から分類する視点を設定した。視点は表2に示す通り知的障害者の性に対する否定的な記述、個人還元主義的な記述、恋愛に関する記述、結婚と優生手術に関する記述、知的障害者の性に対する肯定的な記述、の5つであった。その5つの視点をもとにセグメントを整理、分類した。分類したデータの妥当性については、本領域、質的研究に精通した第二著者、第三著者、第四著者とデータセッションを行って確定させた。

(3) 対象とする期間

対象とした期間は、創刊された1956年から今日までである。ただし本稿では、そのうち創刊された1956年4月から1966年3月の最初の10年間に出版された号の記事を分類している。

4. 研究結果

方法に示した手続き、分類の結果、1956年4月から1966年3月から、114記事で455箇所の性行動・性表現が切り出された。それらを5つの視点で分類したものが表2である。

1956年4月から1966年3月は先述の通り「指導誌」の位置づけであったことから、教員と職員、行政関係者、親の立場の語りが大半であり、知的障害のある当事者の声は全く見られない。内容は座談会や記事などが中心であったが、物語として綴られているものが複数あった。また、西村(2021)が指摘するように、第3号に掲載された「墮ちゆくもの—春枝のかなしみ」の影響は大きく、それをきっかけに座談会が組まれるなど、『手

をつなぐ親たち』において性が取り上げられるようになってきている。ただ、この時期には特集記事はみられない。

本章では『手をつなぐ親たち』からの引用箇所を「」で示す。引用のあとの()は、引用した記事の掲載されていた号数、記事のタイトル、掲載頁を記している。引用箇所は、送り仮名等を含めて、全て当時の誌面に記述されていたまの表記を用いる。

座談会などの記述からの引用も多くあるため、個人が書いた記事以外は、同年発行であっても発行年にアルファベットは付さずに表記する。また同じタイトルで同じ誌面に複数名が記述している記事もあったので留意いただきたい。

(1) 知的障害者の性に対する否定的な記述

1956年4月から1966年3月の記事の中では、親自身の記述は多くない。否定的な記述も限定的であった。親である堀内トミ子(1957)[6]は「実は私年頃の娘を持って結婚の問題やなにかのなやみを、といわれてついそうですね、などと引受けてしまって、さてかんがえて見たら私はまだそこまでどうと深く考えていない。いなくはないのですが考えるのが恐ろしいのですね」(第21号「年頃になった娘を抱えた母親の悩み」p28)と心境を吐露する。

一方、職員の記述には否定的な内容が複数含まれていた。職員である渡辺実(1958)[7]は、「性欲そのものは知能が中程度以下になるほど非常に弱くなるようです。ただ自制力にも欠けてくるので、露骨になり、周囲で大騒ぎすることになります」(第30号「『性』的行動に対する指導」p31)と語り、否定的な立場から知的障害者の性的な成長を表現した。岡崎英彦(1963)[8]も「この子たちの場合は自分の衝動をうまく社会的に承認される形で制御することができない」(第90号「一番困っている問題について—重い障害の場合を中心に」p8)と述べ、知的障害者は制御が効かない存在であるとした。同じく職員である池田太郎(1964)[9]も「IQが五十以下の場合、大体結婚させることは無理です」(第98号「社会に出てか

表2 本研究で検出された周囲の人の態度

視点	記事情報【執筆者 （年号） 号数】	具体的な抽出箇所の記述（代表例）	属性
知的障害者の性に対する否定的な記述	堀内トミ子(1957)第21号	実は私年頃の娘を持って結婚の問題やなにかのなやみを、といわれて一中略一さてかんがえて見たら私はまだそこまでどうと深く考えていない。いなくはないのですが考えるのが恐ろしいですね。	親
	跡見一子(1963)第84号	住所不定の精薄者で、いろいろな男の子を生んだところ、親子とも精薄という例もあります。おそろしいことだと思います	有識者
	池田太郎(1964)第98号	IQが五十以下の場合、大体結婚させることは無理です	職員
	加藤茂男(1964)第103号	サルが自慰をおぼえると、手近な方法で満足をおこなうくせがついてしまって、異性のサルには興味を示さなくなる	教員
個人還元主義的な記述	黒丸正四郎(1957)第20号	このタイプの子（筆者追記：家族性単純型精神薄弱）にはI・Qが三〇、四〇といったような白痴や痴愚急のものはほとんどないのでありまして、その多くがIQ八〇—六〇程度で、限界線級または魯鈍級であります。	有識者
	登丸福寿(1958)第29号	結婚の条件としては、愛情、肉体的完成、経済的自立を挙げることができます。一中略—実際にこの条件に合う精神薄弱者といえれば、魯鈍級と軽症の痴愚級の中の選ばれたケースだけでしょう。	職員
	藤波高(1958)第32号	知能の発育は遅滞しても、肉体は知能と関係なく成長する子。そしてその矛盾は、本能的な欲望をおさえるすべも知らず、しかもそうした者までねらう世間の毒牙にさらされていることになる。	教員
	樋口幸吉(1961)第62号	前略—白痴美とでも申しますか魅力がある。一中略—強姦なのか和姦なのかという法律のきめ手が出て来ない。普通の少女ですとあくまでも拒否したりするために強姦という線が出てくるのですが、精薄の場合ですと、自分がやられても、その行為の判断がつかないのです。	行政職員
恋愛に関する記述	樋口幸吉(1956)第4号	私なども去年少し調べたのですが、軽い程度の精薄者が多いのです。それが職業あっせんという名目で非常に安い料金で利用されているのです。そして売春のような境遇から抜け切れないのは一万円から二万円という安い金で縛られているためです。結局知能が足りないために働いたお金をうまく巻き上げられ、そういう搾取的な機構を脱することができない—後略	行政職員
	糸賀一雄(1956)第5・6号	今頃の若い人たちの模範とすべきと思うような清純な恋愛をしています。	職員
	仲野好雄(1965)第116号	結婚を考える前に仕事を女房とし夫とさせ、自活能力が出来、恋愛が芽ばえた時結婚問題に本格的に取り組むべきと思う	親
結婚と優生手術に関する記述	高野いね子(1957)第14号	私には今の子の下にIQ35の男の子がいるが、青年になったら断種させたい。	親
	横山富雄(1958)第24号	優生上の見地から、不良な子孫の出生を防止する抜本的な対策として、遺伝歴の濃い患者についておこなっている優生手術は、昭和三十一年度には一、三四一件実施しましたが、本年も上半期で五八五件に達しております。	行政職員
	近藤益雄(1958)第29号	外因による場合には無条件に結婚してよろしい—一中略—。内因による場合は、条件によって結婚をすすめたいと思います。その条件というのは、配偶者として出来る限り正常者を選ぶこと、子供を産むことは避けることの二点です。—一中略—避妊が行われがたいときは優生手術をして結婚するのによい—後略	職員
	佐藤善七(1958)第29号	(1)男女が遺伝性の場合には血統結婚は絶対にさける。(2)親の強要は不可であり、結婚しようとする両人の理解に立って必ず決めるべきである。(3)でき得れば一方は普通人であるのが望ましい。(4)女が精薄の時は結婚後当分野の間家事一般について母親または家政婦による指導や協力が望ましい。(5)優生手術については両人の希望があれば医師に相談して行ってもよい。(6)先天的遺伝性が現在医学で確証できうれば断種して結婚すべきである	教員
	仲野好雄(1961)第62号	精神薄弱者は優生手術を行なうべきかどうか、行なうとすればその年齢はと、私たちの大きな迷いでありまして。一中略—児童福祉の面（生まれでる子の幸せ）からも考える必要があるようにきくのでありますが、こうした人権に大きくひびく問題だけに、一中略—専門家の思想を統一し、親の意見もきいていただいて改正すべき点があれば改正していただかなければならない問題と考えます。	親
知的障害者の性に対する肯定的な記述	跡見一子(1963)第84号	それで、ここ（筆者追記：日本心身障害児協会）で世話をしている人々については結婚は問題になりません。当面の性的な問題として、三名ばかりメンスのある人がいます。この人たちは排便のしまつもできません。自分のメンスのものを投げつけたり、男性の職員に抱きついたりするので、親の希望としては優生手術を望んでいます。	有識者
	仲野好雄(1957)第13号	第四は『結婚に伴う家庭生活の喜び』であります。これは私の夢であったのでありますが、今の子供の成長段階から見ますと親として真剣に取り組まなければならない問題となり、なんとか成功させ幸福をもたらせたい親の悲願であります。	親
	渡辺実(1958)第30号	性欲的行動の中には明るい行動も沢山含まれているので、大人らしい誇りを持たせるチャンスでもあると思います。	職員
	小杉長平(1962)第70号	—前略—遺伝関係の有無についてはあまり考えられていない。生活能力については男女とも強く考えられている。しかし、精薄者の結婚がうまく成立する場合や、好ましい結婚生活が続いている場合を見ると、よい子を産む能力、女子なら家事をまわす能力、男子なら生活費をかせいでく能力とかの外に、これらの能力とは関係ないものつまりそういう能力があまりなくてもうまくいっている例がある。	行政職員

らの心配に依って一第 86 回手をつなぐ親の集いから」p9)と述べ、知的障害者の結婚に対しても否定的な立場を取った。これら考えは、後述の個人還元主義的な考えにも通ずるものであった。また、登丸福寿(1966)[10]は、「似たもの夫婦の場合は、育児は無理ですから、優生手術を利用することも考慮に入れておくことです」(第 118 号「成人の諸問題」p12)と述べ、後述の優生手術にも言及するなど、知的障害者は性的な行動や結婚、育児ができないという立場であった。

教員である小宮山倭(1956)[11]は、知的障害児のマスターベーションに言及し、「そのことがきっかけでその男の子はオナニーを覚えて長いことそればかりをやっていたというのです」(第 5・6 号「座談会 精薄児と性の問題(その二) 優生手術と結婚について」p42)と、かれらのマスターベーションについて否定的な見解を示している。また小宮山倭(1958)[12]は「精薄児の場合、心に受入れる領域がせまいから、性衝動が心に座を占めると他のものを受入れる余地がなくなり」(第 29 号「【座談会】精薄児の性教育について」p9)と説明し、知的障害と性衝動との関係について述べている。日本心身障害児協会の跡見一子(1963)[13]も、「住所不定の精薄者で、いろいろな男の子を生んだところ、親子とも精薄という例もあります。おそろしいことだと思います」(第 84 号「座談会 精神薄弱者の性と結婚について一第 69 回手をつなぐ親の集いから」p8)と述べており、さらに出産・育児まで踏み込んで否定的な意見を述べている。

さらに踏み込んでいるのが、動物的な性として描かれているものである。その代表が教員である加藤茂男(1964,1965a,1965b)[14][15][16]である。加藤は直接的な表現を避けつつも、「サルが自慰をおぼえると、手近な方法で満足をおこなうくせがついてしまって、異性のサルには興味を示さなくなるという」(第 103 号「男の子の自慰」p29)、「犬や猫などの動物は、受精するまで絶えず意識しているが、みごもってから育児までの過程では異性を拒否して寄せつけようとせぬ」(第 106 号「父なし子を生んだ」p33)、「ゆうきちには、アベロンの野生児のように『社会化』されない行動の段階以上に、適応化されていかなかったのである」(第 107 号「夢の結婚」p24)など過激な描写が多い。

このような否定的な記述がある一方で、職員であった糸賀一雄(1956)[17]は、「一生涯馬車馬のように仕事をさせ、永遠に結婚することができないのかということです。あるいは性の本能を満足させることは許されないのかという問題です」(第 4 号「座談会 精薄児の性の問題(その一) 精薄女子は守られているか」p37)と否定的な考え

に批判的な立場を取った。また全日本精神薄弱者育成会専任理事であった仲野好雄(1959)[18]も「たとえ知恵がおくれているでも自立自活の可能となった大部の者には当然結婚生活の楽しみを味わせてやりたいと思います」(第 41 号「天上の星と地上の草」p23)と述べ、そうした否定的な考えではないと、その立場を明確にしている。とはいえ、こうした否定的な語りに対して、十分に検討ないし批判することなく、『手をつなぐ親たち』に掲載していたのもこの時期の特徴だと言えよう。

(2) 個人還元主義的な記述

1956 年 4 月から 1966 年 3 月の記事においては、知的障害者の性行動については、本人にその能力があるかどうか、という内容が多く見られた。後の 1977 年の大井一室橋論争⁶⁾へと繋がる考えだが、1956 年 4 月から 1966 年 3 月は知的障害者個人の能力に還元していくという考えが中心であり、社会モデルの考えは当時ほとんどなかったと考えられる。

職員である近藤益雄(1958)[19]は「結婚させるための条件としては健康と社会性の具有という生活能力がかなりあること—そうすると知能が低いものは結婚させたくありません。また多くの女子の場合、育児能力は望めないで、子供を生むことだけは避けさせたいものです」(第 29 号「精神薄弱者は結婚していいか」p6)と述べる。同じ記事において登丸福寿(1958)[20]は、結婚という文脈で「実際にこの条件に合う精神薄弱者といえば、魯鈍級と軽度の痴愚級の中の選ばれたケースだけでしょう」(第 29 号「精神薄弱者は結婚していいか」p7)と述べている。また職員である池田太郎(1964)も、「IQ が六十七十あって、生活力があれば結婚させてもいいと思います」(第 98 号「社会に出てからの心配に依って一第 86 回手をつなぐ親の集いから」p9)と述べている。職員の考えとして、知的障害の程度次第で結婚や出産などが成り立つと考えられていたことがわかる。

教員の小宮山倭(1956)は「精薄の場合には精神的な要素というものは非常に稀薄になって、性欲そのものになってしまう危険性がある」(第 4 号「座談会精薄児と性の問題(その一) 精薄女子は守られているか」p36)と述べる。一方で小宮山倭(1956)は、「去勢をすればいいのですが、基本的人権ということにも関係してきますね」(第 5・6 号「座談会 精薄児と性の問題(その二) 優生手術と結婚について」p37)と優生手術をすることに対して問題提起もしている。とはいえ、それ以降の小宮山倭(1957)[21]は「子を育てる力が極めて少ないので、断種はした方がよいと思います」(第 14 号「座談会 親と教師は語る」p35)とするように、優生手術を肯定する

立場を取る。

同じく教員の石橋泰子 (1958) [22] は、「精薄児といっても全体としておこなっている場合もあるし、またその局面だけは抑制がきかないために伸びほうだいとなっているという場合もあるわけです」(第 29 号「【座談会】精薄児の性教育について」p8)、「性の意識は本能的にのびていくのですね。それが普通児のような形ではなく、もっと未分化なんです」(同 p9) と述べ、抑制のきかない存在であると述べている。また抑制の効かないという存在だというとらえ方については、藤波高 (1958) [23] も「知能の発育は遅滞しても、肉体は知能と関係なく成長する子。そしてその矛盾は、本能的な欲望をおさえるすべも知らず、しかもそうした者までねらう世間の毒牙にさらされていることになる」(第 32 号「ちえおくれの子まんだら (1)」p17) と述べている。加藤茂男 (1964) も「精薄者に自慰者は少ないが、その少ない自慰者の中には正常者のそれとくらべて異質なものがある。ネッケという人は、適当な自慰は精神発達の高い者に見られるが、精神発達の低い者には過度の自慰が見られると発表している」(第 103 号「男の子の自慰」p28) と、石橋、藤波と同じく抑制の効かない存在として知的障害者を描いている。

売春や犯罪という点からも、知的障害者の性に関する記述が散見される。なかでも小宮山倭 (1961) [24] は「女子犯罪者の三〇～五〇パーセントが精薄だが、それは精薄なるがゆえに犯罪を犯したんでしょうか。それから、女子精薄者の性欲の指導はどうしたらいいかですね」(第 62 号「《公開座談会》精神薄弱者と結婚の問題 (2) — 第五十一回手をつなぐ親の集いより」p13) と疑問を投げかけている。この言葉には「精薄なるがゆえ」と記述されていることから、個人還元主義的な発想があったことは想像に難くない。

有識者はどうであろうか。大阪市立大学の黒丸正一郎 (1957) [25] は「IQ 三〇、四〇といった親同士の結婚ということは事実上あり得ないことであって、多くは IQ 八〇又は六〇程度の親の結婚から生まれたものであるからです」(第 20 号「精神薄弱児にはどんなタイプがあるか」p13) と説明する。同じく結婚について伊藤隆二 (1965) [26] は、「ところが第二の危機がやってくる。それはわが子が思春期に達し、結婚適齢期 (年令期、生理的に) を迎えた時である」(第 107 号「結婚相談の窓口から⑥」p23) と、知的障害者が結婚適齢期を迎えることを「危機」として表現している。有識者間でも同様に、結婚できるかどうかは知的障害の程度によるものだという考えが支配的であったと推察される。

一方で、教員同様に有識者にも売春との関係についての記述が見られる。法務省矯正局の職員

で、後に東京大学の教員となった樋口幸吉 (1961) [27] は売春との関係で知的障害者を取り上げ、「婦人補導院を作る時、収容女子の五〇パーセントは精薄で性病、特にばい毒をもったものが来るだろうから医療機関を兼ねるようにしてもらいたい」(第 62 号「《公開座談会》精神薄弱者と結婚の問題 (2) — 第五十一回手をつなぐ親の集いより」p13) と、売春と知的障害、性感染症と知的障害の関係の説明した。

いずれの立場の人も知的障害者の障害程度と生活力の有無で結婚できるかは決まると考えていたこと、売春との関係も知的障害があることが一因であると当時考えていたことが確認できた。このことを踏まえると、知的障害者の性への態度の根底には、性の権利保障に当たってぶつかる社会的な障壁に対する懸念よりも個人還元主義的な考えがあったことが考えられる。

(3) 恋愛に関する記述

知的障害者の恋愛についてはどうだろうか。糸賀一雄 (1956) は「両方が私のところに手紙を持ってきますから、よくわかりますが、今頃の若い人たちの模範とすべきと思うような清純な恋愛をしています」(第 5・6 号「座談会 精薄児と性の問題 (その二) 優生手術と結婚について」p40) という肯定的な意見を述べている。仲野好雄 (1965) [28] も「結婚を考える前に仕事を女房とし夫とさせ、自活能力が出来、恋愛が芽ばえた時結婚問題に本格的に取組むべきと思う」(第 116 号「昭和 40 年駆け歩きの記」p35) と述べている。

ただ、それら以外は、樋口幸吉 (1956) [29] が「しかし若い人たちの恋愛の対象としては精薄児ではやはり精神的な要素が欠けているために物足りないわけです」(第 4 号「座談会 精薄児と性の問題 (その一) 精薄女子は守られているか」p33)、「普通の人ですと一つの恋愛過程、一緒に映画を見に行ったりラブレターを書いたり、性欲を昇華した形を取るが、彼らはそういことがないから、直接行動をとる」(同 p39) と述べ、否定的な立場を取った。また教員である安部歳夫 (1964) [30] も「歴史の長い学校や学級の教師たちは恋愛問題から結婚問題、結婚後の指導まで手を伸ばしているのである」(第 102 号「精神薄弱児の社会的自立のために」p32) と、肯定的とは言えない意味合いで「恋愛問題」を挙げている。

(4) 結婚と優生手術に関する記述

結婚は、知的障害者同士が主体的に結婚するよりも、見合による結婚が前提であった。ただし職員である近藤益雄 (1958) が「結婚させるための条件」(第 29 号「精神薄弱者は結婚していいか」

p6)と述べるように当時の知的障害者の結婚は周囲が「条件」を課していた。さらにその「条件は」、登丸福寿(1958)が「一般的にいうと、男女とも優生手術を行って、子供ができないように配慮したい」(第29号「精神薄弱者は結婚していいか」p7)と言うように、子どもを持つことを容認しないものや、池田太郎(1964)が「大体結婚させることは無理です」(第98号「社会に出てからの心配に比べて一第86回手をつなぐ親の集いから」p9)と述べるように、知的障害者の結婚に対する否定的な意見がほとんどを占めた。

結婚と優生手術に関する記述は、1956年4月から1966年3月で広く見ることができる。

知的障害者の親である高野いね子(1957)[31]は「私には今の下の子にIQ35の男の子がいるが、青年になったら断種させたい」(第14号「座談会 親と教師は語る」p35)と優生手術に前向きな姿勢を示している。同じく親である堀内トミ子(1957)も「いざ結婚となると、普通の人でも生活苦などという事がよく新聞にも出ておりました大変な事ですし、もしも出来たとしても優生手術をしてという事になります」(第21号「年頃になった娘を抱えた母親の悩み」p29)と述べ、結婚の条件に優生手術を受けることを考えていたことがわかる。家族のわが子の生理に対する悩みについて、職員の石野繁野(1962)[32]は、「①初潮ショックについて、そのための指導はどうしたらいいか。②手当は、どのように指導しているか。またその始末は一人でやれるか。③生理中に、いろいろな問題はおきないか。④優生手術の問題」を挙げ、生理の対応について、優生手術が問題になっていることを示唆した(第75号「女子の生理の指導について」p14)。

一方、優生手術については否定的な意見もあった。親であり育成会の専務理事でもあった仲野好雄(1961)[33]は「精神薄弱者は優生手術を行なうべきかどうか、行なうとすればその年齢はと、私たちの大きな迷いがあります」(第62号「私たちの視野を拡げましょう(3)(成人問題)」p11)と迷いがあることを述べている。また同じく仲野好雄(1963)[34]は「優生手術をして親がほっとしている話を聞いて、それが他の地域に漫延する兆候さえあるんですが」(第84号「座談会 精神薄弱者の性と結婚について一第69回手をつなぐ親の集いから」p10)⁷⁾と知的障害者に対する優生手術の実施に否定的な見解を示している。上述の石野繁野(1962)も「優生手術が必要であるという意見も多いようですが、私どもは子どもたちと生活をするなかで、とくべつな場合以外は必要を認めません」(第75号「女子の生理の指導について」p17)と、優生手術に対する否定的な見解を述べている。

教員である佐藤善七(1958)[35]は「(6) 先天的遺伝性が現在できうれば断種して結婚すべきである」(第29号「精神薄弱者は結婚していいか」p6)と主張した。石毛すみ(1958)[36]も「社会的には断種が望ましいでしょうが、相手のあることで、きめつけることはどうかと思いますし、医学的に十分に調査し、遺伝などのことをたしかめた末にきめるべきでしょう」(第30号「精神薄弱者は結婚していいか(つづき)」p37)と断種は仕方なしという態度を取った。

一方、小宮山倭(1956)は「ただ断種しても性欲の減少とか、抑制とかには関係はないそうですから、子供ができないということの他は問題が残る」(第5・6号「座談会 精薄児と性の問題(その二) 優生手術と結婚について」p37)、「去勢をしてしまえばいいのでしょうか、基本的人権ということにも関係してきますね」(同p37)と優生手術に対して懐疑的な姿勢を示した。藤波高(1958)もエッセイのなかで「子供を育てる能力もない本人に、結婚など考えるだけでも罪ですけど、そうかというて断種手術するとなると…やっぱりかわいそうですし、本人の幸福ということを考えれば、そうすることがよいことはわかっている…先生、なかなか思いきれもんどす」(第32号「ちえおくれの子まんだら(1)」p17)と優生手術に対する思いをつづっている。

職員である菅修(1958)[37]は知的障害者と結婚という文脈で「精神薄弱の程度にもよりますし、一律には云えませんが、一般的に云えば、結婚はしない方がいいでしょう。もし結婚することがあるとすると遺伝性のものまたは子女の養育不能のものは優生手術をしておいた方がいいでしょう」(第29号「精神薄弱者は結婚していいか」p5)と述べている。同じ誌面で、職員である登丸福寿(1958)も「そして結婚させる場合の条件は、一般的にいうと、男女とも優生手術を行って、子供ができないように配慮したい」(第29号「精神薄弱者は結婚していいか」p7)と主張した。登丸福寿(1966)は1960年代に入ってから優生手術を推進しており「似た者夫婦の場合は、育児は無理ですから、優生手術を利用することも考慮に入れておくことです」(第118号「成人の諸問題」p12)という主張を繰り返している。

一方で日本心身障害児協会の跡見一子(1963)は優生手術について「優生手術は生殖不能つまり子どもができないようにするだけで去勢ではありません」(第84号「座談会 精神薄弱者の性と結婚について一第69回手をつなぐ親の集いから」p11)と述べるなど、優生手術の見解が分かれていたことも確認できた。

また制度を作る側でもある国も優生手術には賛成であった。法務省矯正局時代の樋口幸吉

(1956) はアメリカの施設を例に挙げながら「私の見たところでは長期収容で女性と男性と一緒にですが、優生手術をすることを条件にして結婚させております」(第5・6号「座談会 精薄児と性の問題(その二) 優生手術と結婚について」p41)と、優生手術に取り組む海外の事例を紹介している。その上で、「優生手術の場合には、精薄の場合は本人の納得なしでも本質的にやれます。それは優生保護委員会に申請すれば優生手術の場合はそう問題じゃないかと思えます」(同p42)と推進する姿勢を示している。また 厚生省精神衛生課課長補佐であった横山富雄(1958)[38]は、「また、優生上の見地から、不良な子孫の出生を防止する抜本的な対策として、遺伝歴の濃い患者についておこなっている優生手術は、昭和三十一年度には一、三四一件実施しましたが、本年も上半期で五八五件に達しております。本手術は、全額国費負担をもって行われるのでありますが、昭和三十三年度は二千四百三十八万円の予算が計上され、男四五〇、女九〇五、計一、三五五件の実施を予定しています」(第24号「昭和33年度における精神衛生課の事業について」p32)と、国策として優生手術に取り組んでいることを明記している。

有識者はどう見ていたのだろうか。日赤病院小児科部長の小林提樹(1956)[39]「断種は社会的に悪を残すということばかりじゃない。社会的に不良な行為をするということも一つの断種の対象になるんじゃないか」(第4号「座談会 精薄児と性の問題(その一) 精薄女子は守られているか」p35)と優生手術に対して否定的ではない立場を取った。その後も小林提樹(1956)は「断種でしょう。次の子供の問題が起りますから、家族性であるだけになを問題が起ります、これは精薄の子が生れる率が高い」(第5・6号「座談会 精薄児と性の問題(その二) 優生手術と結婚について」p40)と同じ立場を取っている。

東京大学の三木安正(1956)[40]は「優生保護法では遺伝的なものでなければ断種はできないのが原則ですが、精薄の場合は遺伝ということがはっきりしなくても保護者の同意がある場合には優生手術を行うことの審査を願うことができるわけですね」(第5・6号「座談会 精薄児と性の問題(その二) 優生手術と結婚について」p37)と優生手術の手続について説明をした。また東京教育大学の西谷三四郎(1958)[41]は、「避妊が行われがたいときは優生手術をして結婚するのもよいと考えます」(第29号「精神薄弱者は結婚していいか」p6)と優生手術を肯定し、東京大学の教員になった樋口幸吉(1961)も「それですごろから優生手術を考えるか頭痛の種でしょうが、これも一般的にいつということではできませ

ん」(第62号「『公開座談会』精神薄弱者と結婚の問題(2) —第五十一回手をつなぐ親の集いより」p12)と優生手術を否定しない立場を取った。

(5) 知的障害者の性に対する肯定的な記述

上記のような否定的な記述が多い一方で、数は限られるが、結婚を含む性に関しての肯定的な記述も確認できた。親であり全国精神薄弱児育成会の専任理事であった仲野好雄(1957)[42]は「第四は『結婚に伴う家庭生活の喜び』であります。これは私の夢であったのでありますが、今の子供の成長段階から見ますと親として真剣に取り組まなければならない問題」(第13号「『手をつなぐ親の会』今後の使命について」p7)と述べた。また職員であった渡辺実(1958)も「性欲的行動の中には明るい行動も沢山含まれているので、大人らしい誇りを持たせるチャンスでもあると思えます」(第30号「『性』的行動に対する指導」p31)と述べている。

さらに当時東京都教育委員会指導主事であった小杉長平(1962)[43]が「やがてH子の誠実そのものような勤務振りに、職場の男性から求婚があった。この話はうまくまとまり、現在すでに二人の子の親になっている」(第70号「学校じゃ子の娘の葬式まで出してくれない」p7)という内容をエッセーの中で記述している。仲野好雄(1966)[44]も「特殊教育の進歩は結婚の巾を拡げ、IQ40代までには人により可能になった」(第118号「昭和40年代駆け歩きの記」p34)と、わずかに社会の変化の兆しが生じていることが示唆されている。

5. 考察

本研究は『手をつなぐ親たち』の知的障害児者に対する性に関する記述内容を分析し、創刊された1956年4月から1966年3月にかけての親、教育、福祉ならびに有識者の態度を明らかにすることを目的とした。特に本研究では、(1) 知的障害者の性に対する否定的な記述、(2) 個人還元主義的な記述、(3) 恋愛に関する記述、(4) 結婚と優生手術に関する記述、(5) 知的障害者の性に対する肯定的な記述の5つの視点での整理を試みた。本稿で述べてきたように、親や教員、職員をはじめとした関係者が考える知的障害者の性行動・性表現の中心は結婚やマスターベーションとそれに関するものであった。

西村(2021)の指摘にあるように第3号に掲載された「墮ちゆくもの—春枝のかなしみ」の影響は大きく、それをきっかけに性をテーマとした座談会が組まれるなど議論が活発化した様子が見られた。ただし、この当時は、(1) 知的障害者の性

に対する否定的な記述や(2)個人還元主義的な記述が見られるだけでなく、有識者や行政担当者の意見も踏まえた(3)結婚と優生手術に関する記述が多く取り上げられていたことが分かる。特に優生手術については、親、教員、職員、行政関係者、有識者ともに支持的な立場を取っていたことが明らかになった。糸賀や仲野の優生手術に対して疑問を呈する態度表明は少数であったことも確認できた。

日本では1950年代後半から1970年代にかけて、性教育として教育現場で「純潔教育」が行われている。池谷(2001)[45]によれば、「純潔教育」に通底する基本理念には、「〈恋愛＝結婚＝性〉原理」(池谷2001:17)や優生思想が含まれており、結婚までは純潔を保つこと＝結婚相手以外とは性行為を行わないこと、良い母親が良い子を産んで育てるといった性規範が打ち出されていたとされる。このことから、知的障害者の周囲の人たちが優生手術に対して支持的な態度をとってきたこと、恋愛にも結婚にも否定的であったことは、それが当時主流になっていた考え方であったからと推察される。

結婚に関しては、本研究に類似した研究として大塚(2018)[46]が『主婦の友』の記載内容を分析している。大塚は、戦時体制期には見合結婚のなかにも「創刊以来の提唱である見合結婚の改革、すなわち①当人たちの決定権の尊重と②当人同士の十分な接触の組み込みが、かなり浸透していたようだ」(大塚2018:315)という考えが社会に浸透していた点を指摘しており、戦時体制期には愛も含めた見合結婚の定着があったと指摘する。一方本研究で取り上げた『手をつなぐ親たち』は戦後に発刊されたものである。知的障害者の「見合結婚」は言葉としても出てこない。結婚という文脈でも、周りから結婚の条件、特に優生手術の実施が想定されていたことを考えると、適齢期には結婚することが当然とされた社会の常識の中に彼らは置かれず、恋愛よりも遺伝ということに重きが置かれ、結婚そのものに否定的だったということが指摘できる。

2018年に全国手をつなぐ育成会連合会は、『手をつなぐ』誌面上で、「旧優生保護法・不妊手術と『手をつなぐ』」と題して、自らの立場を振り返っている。その中で「多くが学識者や施策に携わる者の論によるものとはいえ、不妊手術の存在を前提とした記事を掲載していた時期があったことは確かです」(全国手をつなぐ育成会2018:26)[47]と当時の態度を説明している。本研究でも同様の点が指摘できるとともに、1956年4月から1966年3月は先述の通り「指導誌」の位置づけであった『手をつなぐ親たち』が、当時の知的障害者やその家族または関係者らに対して優生

手術を受けさせるかどうかの判断に少なからず影響を与えていたのは想像に難くない。この点については、西村(2021)の指摘にも合致するところである。

一方、本研究の特徴である、全誌面に目を通し該当記事をピックアップして分類する方法には、就労や余暇など生活を中心とした記事に埋没している性を拾い出せるという利点があるのであるが、本研究にて焦点を当てた初期10年に関しては、そのような記述は見当たらなかった。このことから、知的障害者の性行動・性表現は生活と密着したものでなく、特別視されていることが指摘できる。知的障害者の性行動・性表現が否定的にとらえられていることから、彼らの性行動・性表現は、生活に密着しない特別な「問題」として扱われていることがうかがわれる。

一方で、記事の数は少ないものの、糸賀や仲野、小杉らによって優生手術に対して疑問が呈され、肯定的な側面からの性の捉え直しが試みられようとした点は評価に値し、かれらの考えがそれ以降の議論の手掛かりになっていたとも考えられる。

おわりに

本研究は1956年4月から1966年3月の『手をつなぐ親たち』に焦点を当て、探索的ではあるものの、全誌に目を通し、そこに記述されている知的障害者の性行動・性表現から考察を深めていった。本研究は、本稿で取り上げた各氏に対して、批判的な立場を取るのではない。その当時主流となっていた考えを整理し、かれらの取ってきた態度を明らかにすることをめざしてきた。

本研究は『手をつなぐ親たち』の知的障害児者に対する性に関する記述内容を分析し、創刊された1956年4月から1966年3月にかけての親、教育、福祉ならびに有識者の態度を明らかにするという本研究の目的は概ね達成できたものと考えられる。ただ、本研究は、1956年4月から現在まで続く『手をつなぐ親たち』『手をつなぐ』の一端を見たに過ぎない。それ以降の関係者の態度の変化についても引き続き目を向け、(1)知的障害者の性に対する否定的な記述、(2)個人還元主義的な記述、(3)恋愛に関する記述、(4)結婚と優生手術に関する記述、(5)知的障害者の性に対する肯定的な記述の5つの視点の変化について分析を進めていきたい。

謝辞

本研究の資料の収集にあたっては、全国手をつなぐ育成会連合会の又村あおい氏にお力添えを頂いた。この場を借りて御礼申し上げたい。

付記

本研究は、科研費（JSPS23KJ0251、24K05387）の助成を受けて実施した。

註)

- 1) 「障害者に不妊処置 道 江差の法人調査へ」（読売新聞 2022.12.19 夕刊）
- 2) 「知的障害者に不妊提示 手術や避妊リング、8組応じる 北海道の施設」（朝日新聞 2022.12.20 朝刊）
- 3) 「不妊処置『矯正していない』江差の社会福祉法人側、一問一答」（朝日新聞 2022.12.20 朝刊）
- 4) 「障害者に不妊処置要求 北海道の福祉法人 結婚・同居時に」（読売新聞 2022.12.19 朝刊）
- 5) 『手をつなぐ親たち』創刊当初は社団法人全国精神薄弱児育成会だった。一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会のHP[48]によると、「1955年に全国精神薄弱者育成会として社団法人となり、1959年には社会福祉法人格を得て全日本精神薄弱者育成会」となった旨の記述があるが、『手をつなぐ親たち』は1958年12月までは「社団法人全国精神薄弱児育成会」が発行所となっている。
- 6) 河東田によると、大井一室橋論争は、「元特別支援学校（養護学校）長の室橋正明が、結婚の4条件として（①経済生活が確立されているかどうか②生活処理能力③性の問題④出産・育児の能力）を提示したのに対して、大井清吉（元東京学芸大学教授）が新たな結婚の4条件（①精一杯働くこと②社会的な手だてによる援助③性教育と自然な感情の成長④妊娠中の配慮と子どもをもつことによる飛躍的成長発達への援助）を示した」（河東田 2014：69）というものである。
- 7) ここでの仲野の発言は、座談会登壇者としての発言では無く、記事上は「その他発言者」に分類されている。

文献

- [1] 児嶋芳郎（2010）「障害児者に対する性、結婚及び性教育のとらえ方の変遷と現状—雑誌報告の検討より」『SNE ジャーナル』16（1），pp. 112-27.
- [2] 河東田博（2014）「第59回ジェンダーセッション ハンディキャップとセクシュアリティ」『立教大学ジェンダーフォーラム年報第15号』pp. 67-77.
- [3] 河東田博（2024）『誰もが性的人間として生きる—知的障害と性』現代書館.
- [4] 西村明子（2021）『知的障害のある夫婦の子育て支援に関する研究—「親性獲得」の支援プロセスに着目して』2020年度立教大学博士学位論文.
- [5] 全国精神薄弱児育成会（1956）『手をつなぐ親たち』1.
- [6] 堀内トミ子（1957）「年ごろになった娘を抱えた母親の悩み」『手をつなぐ親たち』21，pp. 28-29.

- [7] 渡辺実（1958）「『性』的行動に対する指導」『手をつなぐ親たち』30，pp. 30-31.
- [8] 岡崎英彦（1963）「一番困っている問題について—重い障害の場合を中心に」『手をつなぐ親たち』90，pp. 6-10.
- [9] 池田太郎（1964）「社会に出てからの心配に応えて—第86回手をつなぐ親の集いから」『手をつなぐ親たち』98，pp. 5-10.
- [10] 登丸福寿（1966）「成人の諸問題」『手をつなぐ親たち』118，pp. 9-12.
- [11] 糸賀一雄・大辻愛子・辻村泰男・塚本常雄・仲野好雄・仲野美保子・山口卓三・丸尾ヤス子・小林提樹・小宮山倭・樋口幸吉・森田本次郎・三木安正（1956）「座談会 精薄児と性の問題（その一）精薄女子は守られているか」『手をつなぐ親たち』4，pp. 29-39.
- [12] 小宮山倭・安部歳夫・喜多千寿子・飯田精一・石橋泰子（1958）「【座談会】精薄児の性教育について」『手をつなぐ親たち』29，pp. 8-12.
- [13] 渡辺実・小杉長平・深津文雄・登丸福寿・跡見一子（1963）「座談会 精神薄弱者の性と結婚について—第69回手をつなぐ親の集いから」『手をつなぐ親たち』84，pp. 4-13.
- [14] 加藤茂男（1964）「男の子の自慰」『手をつなぐ親たち』103，pp. 28-29.
- [15] 加藤茂男（1965a）「父なし子を生んだ」『手をつなぐ親たち』106，pp. 32-33.
- [16] 加藤茂男（1965b）「夢の結婚」『手をつなぐ親たち』107，pp. 24-25.
- [17] 糸賀一雄・大辻愛子・辻村泰男・塚本常雄・仲野好雄・仲野美保子・山口卓三・丸尾ヤス子・小林提樹・小宮山倭・樋口幸吉・森田本次郎・三木安正（1956）「座談会 精薄児と性の問題（その一）精薄女子は守られているか」『手をつなぐ親たち』4，pp. 29-39.
- [18] 仲野好雄（1959）「天上の星と地上の草」『手をつなぐ親たち』41，pp. 16-24.
- [19] 近藤益雄（1958）「精神薄弱者は結婚していいか」『手をつなぐ親たち』29，pp. 5-7.
- [20] 登丸福寿（1958）「精神薄弱者は結婚していいか」『手をつなぐ親たち』29，pp. 5-7.
- [21] 小宮山倭・渡辺信・飯田精一・高野いね子・尾川千代・井上花子・河村昌胡・丸尾保子・渡辺よし・畑よし子・橋本金子・菅原美喜・川田みよ子（1957）「座談会 親と教師は語る」『手をつなぐ親たち』14，pp. 28-35.
- [22] 小宮山倭・安部歳夫・喜多千寿子・飯田精一・石橋泰子（1958）「【座談会】精薄児の性教育について」『手をつなぐ親たち』29，pp. 8-12.
- [23] 藤波高（1958）「ちえおくれの子まんだら（1）」『手をつなぐ親たち』32，pp. 16-18.
- [24] 小宮山倭・重田定正・小杉長平・笠井福松・仲野好雄・樋口幸吉（1961）「《公開座談会》精神薄弱者と結婚の問題（2）—第五十一回手をつなぐ親の集いより」『手をつなぐ親たち』62，pp. 12-14.

- [25] 黒丸正四郎 (1957) 「精神薄弱児にはどんなタイプがあるか」『手をつなぐ親たち』20, pp. 12-16.
- [26] 伊藤隆二 (1965) 「教育相談の窓口から⑥」『手をつなぐ親たち』107, p. 23.
- [27] 小宮山倭・重田定正・小杉長平・笠井福松・仲野好雄・樋口幸吉 (1961) 「《公開座談会》精神薄弱者と結婚の問題 (2) ——第五十一回手をつなぐ親の集いより」『手をつなぐ親たち』62, pp. 12-14.
- [28] 仲野好雄 (1965) 「昭和40年駆け歩きの記」『手をつなぐ親たち』116, pp. 34-38.
- [29] 糸賀一雄・大辻愛子・辻村泰男・塚本常雄・仲野好雄・仲野美保子・山口卓三・丸尾ヤス子・小林提樹・小宮山倭・樋口幸吉・森田本次郎・三木安正 (1956) 「座談会 精薄児と性の問題 (その二) 優生手術と結婚について」『手をつなぐ親たち』5・6, pp. 36-44.
- [30] 安部歳夫 (1964) 「精神薄弱児の社会的自立のために」『手をつなぐ親たち』102, pp. 25-32.
- [31] 小宮山倭・渡辺信・飯田精一・高野いね子・尾川千代・井上花子・河村昌胡・丸尾保子・渡辺よし・畑よし子・橋本金子・菅原美喜・川田みよ子 (1957) 「座談会 親と教師は語る」『手をつなぐ親たち』14, pp. 28-35.
- [32] 石野繁野 (1962) 「女子の整理の指導について」『手をつなぐ親たち』75, pp. 14-18.
- [33] 仲野好雄 (1961) 「私たちの視野を広げましょう」『手をつなぐ親たち』62, pp. 6-11.
- [34] 渡辺実・小杉長平・深津文雄・登丸福寿・跡見一子 (1963) 「座談会 精神薄弱者の性と結婚について——第69回手をつなぐ親の集いから」『手をつなぐ親たち』84, pp. 4-13.
- [35] 佐藤善七 (1958) 「精神薄弱者は結婚していいか」『手をつなぐ親たち』29, pp. 5-7.
- [36] 石毛すみ (1958) 「精神薄弱者は結婚していいか (つづき)」『手をつなぐ親たち』30, p. 37.
- [37] 菅修 (1958) 「知的障害者は結婚していいか」『手をつなぐ親たち』29, pp. 5-7.
- [38] 横山富雄 (1958) 「昭和33年度における精神衛生課の事業について」『手をつなぐ親たち』24, pp. 31-32.
- [39] 糸賀一雄・大辻愛子・辻村泰男・塚本常雄・仲野好雄・仲野美保子・山口卓三・丸尾ヤス子・小林提樹・小宮山倭・樋口幸吉・森田本次郎・三木安正 (1956) 「座談会 精薄児と性の問題 (その一) 精薄女子は守られているか」『手をつなぐ親たち』4, pp. 29-39.
- [40] 糸賀一雄・大辻愛子・辻村泰男・塚本常雄・仲野好雄・仲野美保子・山口卓三・丸尾ヤス子・小林提樹・小宮山倭・樋口幸吉・森田本次郎・三木安正 (1956) 「座談会 精薄児と性の問題 (その一) 精薄女子は守られているか」『手をつなぐ親たち』4, pp. 29-39.
- [41] 西谷三四郎 (1958) 「精神薄弱者は結婚していいか」『手をつなぐ親たち』29, pp. 5-7.
- [42] 仲野好雄 (1957) 「『手をつなぐ親の会』今後の使命について」『手をつなぐ親たち』13, pp. 6-12.
- [43] 小杉長平 (1962) 「学校じゃ子の娘の葬式まで出してくれない」『手をつなぐ親たち』70, pp. 6-7.
- [44] 仲野好雄 (1966) 「昭和40年駆け歩きの記」『手をつなぐ親たち』118, pp. 34-39.
- [45] 池谷壽夫 (2001) 「純潔教育に見る家族のセクシュアリティとジェンダー——純潔教育家族像から60年代家族像へ」『教育学研究』68(3), pp. 16-27.
- [46] 大塚明子 (2018) 『「主婦の友」にみる日本型恋愛結婚イデオロギー』勁草書房.
- [47] 全国手をつなぐ育成会連合会 (2018) 「旧優生保護法・不妊手術と『手をつなぐ』」『手をつなぐ』748, pp. 24-27.
- [48] 一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会「育成会連合会について」(<http://zen-iku.jp/aboutus> 2024年11月13日アクセス).